

## 第2 本件面会交流について

### 1 申立人と子供との直接的面会実施の是非について

#### (1) 本件の「DV事案」性について

前項では、「DV問題」が前提となる面接交渉事件について論じた。梶村説に拠るまでもなく、裁判例・通説的学説から明快な結論を導くことができるわけであるが、本件が「DV事案」であることをまず、確認する必要がある。

この点、前に紹介した前橋地方裁判所の実務上の資料では、保護命令が発令されたかどうかを目安としている節があるが、保護命令の要件充足性と現実のDV実態が必ずしも一致せず、弁護士が適切に対応すれば保護命令を申し立てる必要がない場合が多いこと等から妥当ではない。仮に一回的な暴力の証明しかない場合でも、離婚問題が顕在化しているような場合はほぼ全てがDV事案であると考えべきである（少なくともその可能性がある以上、「子の利益・福祉」の観点からは面接を否定しなければならないから）。要は、「子の利益・福祉」の観点から当事者の供述等を慎重に判断すればよいのである。

(省略)

本件が「DV事案」であることは最早争いない事実であり、しかも、かなり重度なDV事案であると言える。

#### (2) 本件における面接交渉の是非について

かように重度のDV事案である本件について、当面はもちろんのこと、少なくとも、時の経過により子らが相当程度に成長するまでは直接的な面会を許すべきではない。しかも、DV被害者である監護親が未だDVによる精神的被害から回復しておらず、●●家裁への移送によって出頭がやっと実現したに過ぎない状況下では、子らへの影響を云々するまでもなく議論の余地はない。

なお、インターネット上の記事から拾った断片的な記事であるが、現在、相手方が置かれている状況について非常に示唆的な情報（資料7-1）及び国連やアメリカにおけるDV問題対応の動向に関する情報（資料7-2、親権・面接におけるDV加害者への対応について我が国と比べると遙かに進んでいる）を提供する。

## 2 本件における間接的な交流の可能性について

現在においても、申立人から子らへのプレゼントや子らからの手紙という間接的な交流が実現している。これらを調整し、発展させる形での交流を継続していく方向で合意が得られる余地はあると思われる。

また、子らの年齢を考慮した段階的な交流方法も検討の余地がある。例えば、子らが精神的成長を遂げるに十分な期間は間接的な交流を維持し、相当経過後に直接的面接を協議するなどである。

## 3 子らに対する調査官面接について

### (1) 相手方の調査官面接についての考え方

相手方本人は、子らに対する調査官面接については、不安を持っており、消極的である。相手方代理人は、代理人弁護士としての職務を全うするために) 必要な範囲で可能な限り事案に対して客観的な態度を維持すべく努めているところであり、その意味でも、子らに対する調査官面接の意義について十分に理解している。しかし、相手方代理人は子に対する調査権面接には同意することはできない(少なくとも現時点では)。理由は以下のとおりである。

本件はDV事案としても重度のケースであり、住所を隠して申立人からの避難生活を継続中である。そして、監護親のみならず、子らへの影響も残存している可能性が高い。このような状況で子らへの調査官調査を行うことは子らへの心理的な不安を惹起する可能性を払拭することができない。ここでも前記利益考量をすれば、調査官面接によって得られる利益より失われる利益が大きいということである。

次は、謂わば心情的な理由である(しかし重要であり、次の理由にも繋がる)。率直に言って、相手方代理人は、子らに対する調査官面接が、本件調停において、面接交渉実施へのタイムテーブル上のワンポイントとして位置づけられているという印象を拭えないのである。つまり、調査官面接を行うと拙速的に調停が進行し、裁判所から面接実施を強く迫られ、これを相手方が断ると、「審判をすることになる」と裁判所に言われて断れなくなるのではないか、という直感的な不安を消すことができないのである。かような不安を抱くのは、恐らく、これまでの調停期日において、調停委員・調査官が調停室を出て協議をして戻ってくると、相手方が不利と感ずる方向に「流れ」がガ

ラッと変わってしまったという印象を受けた経験が何度もあったからである。そして、非常に重要なことであるが（調査官報告による相手方本人陳述に示されていることでもある）、子らに対する調査結果如何によって面接実施の方向に流れが向く危険性があるという点である。これは調停で合意ができず審判に移行する場合にも当てはまる。即ち、調査官によって意識・無意識を問わず結果的に客観的に見て「誘導」がなされた結果、子らが面接に積極的な反応を示し、それが記録化されることの問題性である。それは、未だ幼く本来の意見聴取の対象とはならない年齢の子らに対して面接を行う具体的な目的が明らかでないことにも起因している。強度のDV事案であることの認識・理解が未だ裁判所から示されず、むしろ、無理解ないし理解不足であると相手方サイドで感じざるを得ない現状においては（これは相手方代理人と調停委員の摩擦・衝突が絶えず、相手方代理人が激高する場面が何度かあったことに顕著に示されている。相手方代理人が怒るだけの正当な理由があるか、相手方代理人が異常に短気な性格でいつも怒って怒鳴ってばかりいる人物であるかのいずれかである。ただし、後者であるとの指摘が当職に対する侮辱であることは言うまでもない）、相手方代理人は子らへの調査官面接に応じることはできない。少なくとも裁判所においてDV事案における面接交渉のあり方（一般論としての）についての見解が表明され、さらに、本件が重度のDV事案であることから特に直接的な面会交流は制限する方向で考えることが表明されない限り、前向きに検討する意向はないことを明確に表明する所存である。

## （2）調査官意見に対する意見

調査官意見書によれば、「相手方が…調査を受け入れられない場合には…相手方に本件について具体的な主張をさせるとともに、解決案についても具体的に提示してもらう必要がある。その解決案が申立人の主張と相容れない場合には、審判移行もやむを得ないと考える」とのことである。

つまり、裁判所としては、①次回期日までに相手方に対し、調査官調査についての回答を求め、相手方が調査に応じない場合は、②相手方に本件について具体的主張を求め、③同時に解決案について具体的に提示を求め、④それらと申立人主張が相容れない場合には、審判に移行する、というものであ

る。これについて以下のとおり相手方代理人の意見を明らかにする。

まず、①については、本意見書で回答した。次の②についても「具体的」のみならず理論的、客観的、合理的に主張したつもりであり、これ以上の意見はない。次の③については、相手方に面接交渉の実施について「具体的な解決案」を提示すべき義務はない。仮にかかる「義務」があるとすれば、それは「面接交渉権」に対応する義務ということになるが、そうだとすると、相手方の主張と裁判所（申立人ではなく）の主張が「相容れない」ことを意味し、既に、調停における協議はここで行き詰まっていることになり、申立人側の主張を待たず、すぐに「審判に移行」すべきであろう。

また、本調停の進行状況を見ると、直接的面接の是非、その開始時期、段階的实施、試行的面会、間接的な交流の合意等の弾力的かつ具体的な交流態様を巡る協議は全くなされておらず、単に一般的な「面会」の是非を議論しているに過ぎない。即ち、未だ踏み込んだ協議にはほど遠く、議論を尽くしたとは言いがたい状況である。かかる状況においては、調停委員会の働きかけにより当事者双方に対して具体的な解決策提示を求めてしかるべきである。ところが、調査官意見は、相手方に対してのみ「(解決策を) 具体的に提示してもらい必要がある」と言い、申立人には解決策の提示を求めない。そして、相手方が示した解決策に申立人が同意しない場合は「審判移行もやむを得ない」と迫っている。この調査官意見には、相手方代理人は、強い不公平感を感じないではいられない。強度のDV事案であることから直接的面接の実施に強い抵抗感を示す相手方に一体どんな「具体的解決策」を示すことができようか（しかも、申立人が同意が見込めるような解決策を）。これでは、間接的に子らの調査を強制しているのと同じである。

さらに、上記のような調査官意見の文脈からは、移行後の審判においては、面接許可の判断が下されることが前提とされていることが読み取れる。なぜなら、仮に、面接不可の結論ならば、調停において協議を継続し、申立人の納得を得る必要があり、さらに、間接的な交流や経過措置等の合意を目指して協議を重ねる必要があるからである。

以上のように、調査官意見は、強度のDV事案である本件においても、一般的な事案と同様に、面接交渉権に基づく面接実施原則の姿勢を有している

ことが明らかであるが、それは面会交流の本旨から外れたものであると考えている。そこで、改めて、かかる調査官意見が裁判所（担当審判官）の示唆によるものか、或いは、これを裁判所が承認するか、についてのご意向を窺いたいと考える（次項で要請している）。

### 第3 調停委員に対する要望事項

相手方代理人は裁判所（調停委員会）に対して以下の事項を要望するので、これらについての回答を求める。

- 1 裁判所は、「本面会交流事件が強度のDV事案であることを前提とした面会交流の実施についての考え方」を提示し、しかるのち、「本調停の進め方についての指針」を示すべきである（関係者である当事者、調停委員、調査官に対して）。  
\* 要望理由：裁判所は本件について相手方は申立人に面会させる義務があるとの姿勢で本調停を進めていると思われるので。
- 2 前項の考え方や指針を踏まえて、本件についての具体的な解決策を提案されたい。
- 3 第1項の確認を欠いた現時点での裁判所による子らの調査実施提案を撤回することを要請する。
- 4 十分な協議が尽くされていないので、調査官意見書に示された審判移行の意向を撤回することを要請する。

以 上

添 付 資 料

(省略)